

令和 5 年 10 月

# 市議会臨時会提出議案説明書

総務部 総務課

# 提出議案件数

1 議 案 .....	4 件
(1) 予 算 .....	1 件 (補正 1 件)
(2) そ の 他 .....	3 件
① 工事請負契約について .....	1 件
② 専決処分の承認を求めることについて .....	2 件
2 報 告 .....	1 件
・ 専決処分の報告について	

議案番号	第1号	所属部課名	財政部	財政課
案件名	令和5年度いわき市補正予算			
主 な 内 容	・ 令和5年度いわき市一般会計補正予算（第5号）			
摘 要	○ 主な内容は別紙			

議案番号	第2号	所属部課名	観光文化スポーツ部 観光振興課
案件名	工事請負契約について		
主 な 内 容	<p>「いわき市石炭・化石館竪坑櫓解体工事」</p> <p>1 契約の方法 一般競争入札</p> <p>2 契約金額 金157,850,000円</p> <p>3 工期 議会の議決を経た日の翌日から 令和6年10月31日まで</p> <p>4 契約の相手方 いわき市常磐水野谷町亀ノ尾171番地 株式会社ジェイ・ケイ・リアルタイム 代表取締役 木田 俊</p>		
摘 要	<p>○ 工事概要</p> <p>令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により被害を受けた、いわき市石炭・化石館に設置された竪坑櫓について、調査の結果、老朽化等により櫓の安全性を確認することが困難と判明したことから、解体するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業年度 令和5年度から令和6年度まで</li> <li>・ 構造 鉄骨造</li> <li>・ 工事内容 櫓解体（H＝26m）、鉛含有塗装除去（1,235㎡）</li> </ul>		

議案番号	第3号	所属部課名	財政部	税務課
案件名	専決処分の承認を求めることについて			

主  
な  
内  
容

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事項を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるもの。

専決第1号  
「令和5年台風第13号による被災者に対する市民税等の減免に関する条例の制定について」  
令和5年10月4日専決

令和5年台風第13号（以下「災害」という。）によって、特に甚だしい被害を受け、担税力を著しく喪失した被災者に対し、税制面からの救済措置を講じるため、個人市民税等について減免条例を制定したものの。

（ 主 な 制 定 内 容 ）

1 個人市民税  
災害により次に該当する場合のうち、いずれか多い方の額を令和5年度分の個人市民税（令和5年9月8日以後に納期の末日が到来するものに限る。）から減免する。

(1) 死亡等による減免

事 由	減免の割合
死亡したとき	全部
生活保護法による生活扶助を受けることとなったとき	全部
障害者となったとき	10分の9

(2) 住宅等の損害程度による減免

- ア 対象者（次の要件全てに該当する者）
- ・ 住宅等の損害割合がその価格の10分の3以上
  - ・ 令和4年中の合計所得金額が1,000万円以下

イ 減免の割合

令和4年中の 合計所得金額	減免の割合	
	住宅等の価格に対する損害金額の割合	
	3割以上5割未満	5割以上
500万円以下	2分の1	全部
500万円超750万円以下	4分の1	2分の1
750万円超1,000万円以下	8分の1	4分の1

主  
な  
内  
容

(3) 事業収入等の減少による事業収入等に係る所得割の減免

ア 対象者（次の要件全てに該当する者）

- ・ 令和5年中の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）のうちいずれかの事業収入等の減少額が令和4年中の当該事業収入等の額の10分の3以上
- ・ 令和4年中の合計所得金額が1,000万円以下
- ・ 減少した事業収入等に係る所得以外の令和4年中の所得の合計額が400万円以下

イ 減免の割合

次の計算式で得た額について、下表左欄の合計所得金額の区分に応じ、右欄に定める割合を減免する。

$$\text{令和5年度分の市民税の所得割の額} \times \frac{\text{減少した事業収入等に係る令和4年中の所得の金額}}{\text{令和4年中の合計所得金額}}$$

令和4年中の合計所得金額	減免の割合
300万円以下	全部
300万円超 400万円以下	10分の8
400万円超 550万円以下	10分の6
550万円超 750万円以下	10分の4
750万円超 1,000万円以下	10分の2

2 固定資産税及び都市計画税

災害により損害を受けた固定資産について、損害の程度に応じ、次の区分により令和5年度分の固定資産税及び都市計画税（令和5年9月8日以後に納期の末日が到来するものに限る。）を減免する。

(1) 土地

損害の程度（当該土地の面積に占める被害面積の割合）	減免の割合
10分の8以上	全部
10分の6以上 10分の8未満	10分の8
10分の4以上 10分の6未満	10分の6
10分の2以上 10分の4未満	10分の4

(2) 家屋

損害の程度	減免の割合
全壊	全部
大規模半壊	10分の6
中規模半壊又は半壊	10分の4

<p>主 な 内 容</p>	<p>(3) 償却資産</p> <table border="1" data-bbox="331 304 1465 557"> <thead> <tr> <th>損害の程度（価格の減少割合）</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10分の8以上</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>10分の6以上10分の8未満</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>10分の4以上10分の6未満</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>10分の2以上10分の4未満</td> <td>10分の4</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業所税</p> <p>(1) 資産割 災害により事業所用家屋が損壊したこと等に伴い事業を休止したと認められる場合、事業の休止期間に応じ、休止した事業所用家屋の床面積相当分に係る資産割（事業年度が令和5年9月8日から令和6年9月30日までに終了するものに限る。）を減免する。</p> <p>(2) 従業者割 (1)に該当する場合で、休止した事業所用家屋の従業者に給与等が支払われた場合、休止期間の給与等に係る従業者割を免除する。</p> <p style="text-align: center;">（施行日 公 布 の 日 ）</p>	損害の程度（価格の減少割合）	減免の割合	10分の8以上	全部	10分の6以上10分の8未満	10分の8	10分の4以上10分の6未満	10分の6	10分の2以上10分の4未満	10分の4
損害の程度（価格の減少割合）	減免の割合										
10分の8以上	全部										
10分の6以上10分の8未満	10分の8										
10分の4以上10分の6未満	10分の6										
10分の2以上10分の4未満	10分の4										
<p>摘 要</p>	<p>○ 減免の対象となる税額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人市民税 <ul style="list-style-type: none"> <li>普通徴収 第3期（令和5年10月31日納期限）</li> <li>第4期（令和6年1月31日納期限）</li> <li>給与特別徴収 令和5年8月分～令和6年5月分</li> <li>年金特別徴収 令和5年8月分、10月分、12月分、令和6年2月分 （給与特別徴収及び年金特別徴収の納期限は翌月10日）</li> </ul> </li> <li>・ 固定資産税及び都市計画税 <ul style="list-style-type: none"> <li>第3期（令和5年12月25日納期限）</li> <li>第4期（令和6年2月29日納期限）</li> </ul> </li> <li>・ 事業所税 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業年度が令和5年9月8日から令和6年9月30日までに終了するもの</li> </ul> </li> </ul> <p>○ 個人の県民税の減免（地方税法第45条） 個人の市民税が減免となる場合、県民税は同じ割合で減免される。</p>										

議案番号	第4号	所属部課名	市民協働部	国保年金課
案件名	専決処分の承認を求めることについて			

主  
な  
内  
容

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事項を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるもの。

専決第2号

「令和5年台風第13号による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の制定について」

令和5年10月4日専決

令和5年台風第13号（以下「災害」という。）によって、特に甚だしい被害を受け、担税力を著しく喪失した被災者に対し、税制面からの救済措置を講じるため、国民健康保険税について減免条例を制定したもの。

（ 主 な 制 定 内 容 ）

○ 減免の基準及び割合

納税義務者等（納税義務者の世帯に属する被保険者を含む。）又は納税義務者の世帯に属する主たる生計維持者（以下「生計維持者」という。）で、災害により次に該当する場合のうち、いずれか多い方の額を令和5年度分の国民健康保険税（令和5年9月分から令和6年3月分までに相当するものに限る。）から減免する。

1 死亡等による減免

事 由	減免額
生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負ったとき	全額
生計維持者が行方不明となったとき	全額
生計維持者以外の被保険者が行方不明となったとき	行方不明者に係る分

主  
な  
内  
容

2 事業収入等の減少による減免

(1) 対象者（生計維持者が次の要件全てに該当する者）

- ・ 令和5年中の事業収入等の減少額が令和4年中の事業収入等の額の10分の3以上
- ・ 令和4年中の合計所得金額が1,000万円以下
- ・ 減少した事業収入等に係る所得以外の令和4年中の所得の合計額が400万円以下

(2) 減免の割合

次の計算式で得た対象保険税額について、下表左欄の区分に応じ、右欄に定める割合を減免する（事業等を廃止した場合又は失業した場合は、令和4年中の合計所得金額にかかわらず全部を免除する）。

$$\text{世帯の国民健康保険税額} \times \frac{\text{減少した事業収入等に係る令和4年中の所得の合計額}}{\text{世帯の令和4年中の合計所得金額}}$$

令和4年中の合計所得金額	減免の割合
300万円以下	全部
300万円超 400万円以下	10分の8
400万円超 550万円以下	10分の6
550万円超 750万円以下	10分の4
750万円超 1,000万円以下	10分の2

3 住宅の損害による減免

(1) 対象者

居住する住宅に損害を受けた生計維持者

(2) 減免の割合

損害の程度	減免の割合
全壊	全部
大規模半壊、中規模半壊若しくは半壊又は床上浸水	2分の1

( 施行日 公 布 の 日 )

摘  
要



報告番号	第1号	所属部課名	土木部 道路管理課
案件名	専決処分の報告について		

主  
な  
内  
容

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から指定されている事項を専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

令和5年6月21日、いわき市常磐西郷町大荷田16番地先の市道大荷田3号線において、道路管理瑕疵により発生した物損事故に係る損害賠償額の決定。

事故の種類	相手方	損害賠償額	専決処分年月日
物損事故	<div style="background-color: black; width: 150px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 15px; display: inline-block;"></div> 氏	金309,632円	令和5年9月27日

摘  
要

○ 事故の状況等  
 令和5年6月21日午前6時00分頃、市道大荷田3号線において、被害車両が走行中、横断側溝のグレーチング蓋が跳ね上がり、リアバンパー周辺を破損したもの。